

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ぶれジョブ（以下、当社団という。）の定款第28条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

### (代表理事)

第4条 代表理事は、代表理事に就任する。

### (代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当社団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副代表理事)

第6条 副代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、当社団の業務を執行する。
- (2) 每事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 副代表理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を執行する。

### (常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事が定める担当業務を分掌し、執行する。
  - (2) 每事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副代表理事または専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

### (定款第25条第2項に定める業務を執行する理事)

第8条 代表理事、副代表理事、常務理事以外の業務を執行する理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事が定める担当業務を分掌し、執行する。
  - (2) 每事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 常務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

### 第3章 補則

#### (細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、令和元年10月25日から施行する。

## (別表) 理事の職務権限 【注：この職務権限表は例示です】

決裁事項		決裁権者			
項目		代表理事	副代表理事	専務理事	常務理事
事業計画及び予算の案作成に関すること	○				
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○				
人事及び給与制度の立案に関すること	○				
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	○	○		
出張に関すること		○	○		
契約の締結	○				
契約の金額の範囲内の支出		○	○		
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）			○		
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき〇〇万円以上の支出	○	○			
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき〇〇万円未満の支出			○		
冠基金の設置に関すること	○				
テーマ別基金の設置に関すること	○				
助成要項の作成と決定に関すること	○	○	○		
助成金交付決定に関すること	○				
助成金の交付に関することで、すでに助成金交付決裁後の助成金交付（随時交付など）に関すること		○	○		

特に重要な事業の実施に関すること	○			
その他の事業の実施に関すること	○	○	○	
職員の教育・研修に関すること	○	○		
渉外に関すること	○	○		
福利厚生に関すること	○	○		
当社団が行う寄付に関すること	○	○		
特に重要な寄付の受入に関すること	○	○		
訴訟に関すること	○			
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○			
外部に対する文書発簡（特に重要なものの以外のもの、または決裁後に隨時発簡するもの）		○	○	○

決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。